

米子工業高等専門学校同窓会 中国支部会則

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は米子工業高等専門学校（以下「米子高専」という）同窓会中国支部と称する。略称を米子高専同窓会中国支部とする。

(目 的)

第2条 本会は、同窓会本部の下部組織の位置づけとし、会員相互の親睦とその向上をはかり、母校と地元地域の発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的の達成のため、必要な行事を行う。

第2章 会員

第4条 本会の会員は、原則中国地区5県（鳥取、島根、岡山、広島、山口）に在住の米子高専同窓会員とする。

第3章 役員

(構 成)

第5条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|--------|-------|
| 一 支部長 | 1 名 |
| 二 副支部長 | 1～2 名 |
| 三 幹 事 | 若干名 |

(選出および任期)

第6条 前条の役員（支部長、副支部長、幹事）は、支部役員会にて会員より選出し、支部長、副支部長については、支部総会の承認を受ける。

第7条 前条により選出された役員の任期は、原則翌々年の支部総会までとし再任を妨げない。ただし、欠員のため補充した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任 務)

第8条 役員の任務は、それぞれ次のとおりとする。

- 一 支部長は、本会を代表し、会務を総括する。また同窓会本部副会長を兼任する。
- 二 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に不都合あるときはその職務を代行する。
- 三 幹事は、支部運営を補佐する。同窓会本部役員と兼務しても良い。
- 四 監査は、支部役員会にて決定し、本会の経費関係の収支監査を行う。
- 五 Ynct-net の管理は、支部役員会にて役員より管理者を決定する。

第4章 会議および組織

(会 議)

- 第9条 会議は、支部総会および支部役員会とする。
支部長または支部役員の過半数の要求により開催する。

(支部総会)

- 第10条 支部総会は、支部会員をもって構成し、原則毎年開催する。ただし、支部長が必要と認めた時は、臨時に開くことができる。
議長は、支部役員会が推薦し、総会の席上で了承を得る。

- 第11条 議決は出席会員の過半数による。賛否同数の時は、議長がこれを決する。

- 第12条 支部総会には、次の事項を提出し承認を受けるものとする。ただし、緊急時には、支部役員会の承認によりこれに代えることができる。

- 一 行事報告、行事計画に関する事。
- 二 会則の改廃に関する事。
- 三 役員の選任に関する事。
- 四 その他の必要事項。

(支部役員会)

- 第13条 支部役員会は、支部長、副支部長、幹事で組織し、必要に応じて開催し、会務について審議し、処理する。

第5章 資産および経費

(会 費)

- 第14条 本会の会費は徴収しない。

(経 費)

- 第15条 本会の会議費等の経費は、同窓会本部からの補助のほか、寄付金、支部総会等の事業収支剰余金その他の収入を以てこれに充てる。

- 第16条 同窓会活動に係る会員の他所派遣等、支部運営に必要な経費は支部長が同窓会本部に申請する。

- 第17条 総会、その他支部行事等は、支部役員会の承認を得て、都度役員が必要経費を参加者から徴収する。

- 第18条 本会の重要な資産（名簿等）を処分する場合は、支部総会の決議によらなければならない。

(旅 費)

第 19 条 本会の旅費規程は、同窓会本部旅費規程に従うものとする。

(慶 弔)

第 20 条 本会の慶弔規程は、同窓会本部慶弔規程に従うものとする。

付 則

1. この会則は米子高専同窓会中国支部設立総会（令和 7 年 8 月 2 日）から施行する。